

けんりょうご 権利擁護の そうたんコーナー

今月のそうたん

長男だけに遺産を相続させることは、
可能でしょうか。

Q

私には、すでに妻はなく、長男と二男がおります。二男とは折り合いが悪くほとんど帰省して来ず、私は、長男家族と同居し世話になっています。私の遺産は全て長男に相続させようと考え、その旨の「遺言」をすでに作成しました。ところが、最近、「遺言」があっても二男に取り分があると聞きました。どうなのでしょう。

A

相談者の方は、全ての遺産を長男に相続させる旨の遺言を作成されているようです。その場合、基本的には長男が全ての遺産を取得することとなります。しかしながら、民法には、相続人に最低限の割合の取得を認める「遺留分（いりゅうぶん）」という制度が存在することに注意が必要です。すなわち、兄弟姉妹を除く法定相続人は、被相続人の遺言等により相続を受けられないときでも、民法の「遺留分」を主張する（これを「遺留分減殺（げんさい）請求」と言います）ことによって遺産の一部を取得することが認められるのです。

相談者は、全て長男に相続させる旨の遺言を作成されていますが、二男の方が「遺留分減殺請求」を行うことによって、遺産の一部を二男に取得させなければならなくなるのです。二男が遺留分を主張するかどうかは二男の自由ですので、二男が遺留分の主張をしなければ遺言の通りに長男が全ての遺産を取得できますが、反対に遺留分を主張することを選択すれば、遺産を遺言の通りに分けられないこととなってしまいます。

このように、遺言者が「一定の相続人に遺産を与えたくない」と考えても、「遺留分」制度による制限を受けてしまいます。したがって、遺言を作成するにあたっては、相続人の遺留分割合等を考慮した内容にしたり、遺産を与えたくない相続人にあらかじめ遺留分を放棄させておく（ただし裁判所の許可が必要）等の方法を探っておく必要があります。

【山田・立花法律事務所（姫路市） 弁護士 立花 隆介】

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談
（法律専門相談）

大栗防災センター

4月22日（金）

午後1時30分～4時

※予約制となっています。
（山崎支部 621-5530）

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。
お気軽にご相談ください。

◎結婚相談

大栗防災センター

4月21日（木）

5月19日（木）

午後1時30分～4時

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

「青い鳥郵便はがき」 無償配布の お知らせ

今年も郵便事業株式会社（日本郵政）より、「青い鳥郵便はがき」の無償配布が始まります。

身体障がい（1級または2級）、知的障がい（療育手帳Aまたは1度、2度）の方が対象で、申込期間は4月1日から5月31日まで。
お1人20枚です。

郵便局の窓口または郵送でお申し込みください。
詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。